令和5年度諮問(個)第1号 答申(個)第27号

「交通事故に係る記録文書等に記載された保有個人情報の部分開 示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った保有個人情報部分 開示決定(以下「本件処分」という。)のうち、「処理区分」欄及び「身柄措置」欄については、開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

(1) 保有個人情報開示請求書の提出

審査請求人は、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年 法律第57号。以下「法」という。)第77条第1項の規定により令和5(2023) 年6月13日付けで次のとおり保有個人情報開示請求(以下「本件開示請求」 という。)を行った。

(2) 本件開示請求の内容

<地方公共団体等行政文書範囲>

下記<交通事故>に関して作成され、または同交通事故に関する記録を含む地方公共団体等行政文書

<交通事故>

以下の条件をすべて満たすもの

- ① 1つの自動車がガードレールに衝突したというものであること
- ② 開示請求者が(事故発生時点での)運転者であること
- ③ ○○年○月○日に発生した事故であること
- ④ ○○年○月○日に、開示請求者が栃木県那須塩原警察署側に対し、通報、申告等したものであること
- ⑥ 栃木県那須塩原市板室、あるいはその周辺で発生したものであること

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対して、物件事故報告書(令和5年5月5日付け受理番号1485号)を特定し、同年7月3日付けで法第82条第1項の規定により本件処分を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、栃木県公安委員会(以下「審査庁」という。)に対し、令和5(2023)年8月10日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。

4 諮問

審査庁は、本件審査請求について、法第105条第3項において準用する同条 第1項の規定に基づき、令和5(2023)年12月13日付けで栃木県行政不服審査会 (以下「審査会」という。)に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由等

(1) 物件事故報告書の不開示部分について

物件事故報告書の不開示部分のうち、「処理区分」欄及び「身柄措置」欄については、単にテロリストや反社会的勢力等に該当しないことが明らかな当事者に関する情報であり、「事故概要(略図)」欄については、単に、テロリストや反社会的勢力等により行われたものでないことが明らかな物件事故に関する概要情報である。

したがって、これらの情報が、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすお それがあるとは到底考えられない。

(2) 現場写真について

物件事故報告書のほかに警察職員が撮影した現場写真があるはずであり、 審査請求人が車両を指している姿が写っているはずである。

この現場写真も本件処分の対象とすべき保有個人情報であると考えられる。また、交通事故があった場合の措置について規定されている道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項には「司法警察職員」は登場せず、「警察官」が登場するだけであり、この「警察官」は刑事司法とは関係ない行政作用を担当する者であると解されるため、法第5章第4節の規定は適用除外とならない。

第4 実施機関の主張要旨

- 1 物件事故報告書の不開示部分について
 - (1) 不開示部分とその根拠について

審査請求人が開示を求めている不開示部分は、「処理区分」欄、「身柄措置」欄及び「事故概要(略図)」欄であるが、いずれも法第78条第1項第5号に該当することから不開示とした。

(2) 法第78条第1項第5号について

犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断が尊重される趣旨であると解されている。

(3) 不開示部分の法第78条第1項第5号該当性について

不開示部分には、交通事故捜査の過程で収集した情報から、犯罪性があるかどうかの判断に必要な着眼点や交通事故関係者からの事情聴取により判明した事項を、現場臨場した警察官が総合的に判断した結果等が記録されており、また、後日事情の変化が生じた場合には、改めて必要な捜査を行い、事件を検察庁に送致することになるが、これらの情報は、その際の基礎資料と

なるものである。

したがって、これらの情報を開示することにより、捜査の初期段階における着眼点、捜査方針等が明らかとなり、交通事故の関係者等が交通事故発生原因等について自ら正当化する等の対抗措置を企図する等、将来の捜査活動に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められることから不開示としたものである。

2 現場写真を開示対象としないことについて

(1) 現場写真の撮影目的

物件事故の中には、当事者から診断書が提出される場合や当事者に違反行為がある場合等、事情の変化によっては、事件送致が想定されることから、証拠を保全するために写真撮影を行う場合があり、捜査の必要性が生じた場合に捜査目的で使用するものである。

(2) 刑事訴訟法 (昭和23年法律第131号) による適用除外

ア 刑事訴訟法第53条の2第2項の規定

「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、法第5章 第4節の規定は適用しない旨規定されている。

イ 「訴訟に関する書類」について

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件及び被告事件に関して作成された 書類をいい、裁判所の保管する書類に限られず、検察官、弁護士、司法警 察員その他の者が保管するものや不起訴記録もこれに含まれる。

また、当該事件が本件開示請求の段階で道路交通法違反等の捜査に基づく事件送致がされていない場合であっても、将来の事情の変化により事件性が疑われる場合、捜査ないし公判の維持に対する支障を防止する観点から、その事件に関する書類は「訴訟に関する書類」に当たる。

ウ 「訴訟に関する書類」該当性について

上記(1)のとおり、現場写真は、審査請求人を当事者とした物件事故捜査の過程において撮影したものである。

請求時点において、事件送致の必要性がないことから警察署に保管されているが、今後、事情の変化によって道路交通法違反等の捜査を行う可能性がある。

したがって、現場写真は、「訴訟に関する書類」に該当するため、法第 5章第4節の規定は適用されない。

(3) 法による適用除外

ア 法第124条第1項の規定

法第5章第4節の規定は、司法警察職員が行う処分については適用しない旨規定されている。

イ 「司法警察職員が行う処分」について

「司法警察職員が行う処分」とは、刑事訴訟法第189条第1項で「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員

会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」とし、同条第2項で「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから、刑事事件等について、法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動を指す。

ウ 「司法警察職員が行う処分」該当性について

上記(1)のとおり、現場写真は、審査請求人を当事者とした物件事故捜査の過程において撮影したものである。

交通事故現場での写真撮影は、司法警察職員が、道路交通法違反等の事件捜査を目的とし、法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動であり、「司法警察職員が行う処分」に該当する。

したがって、現場写真には、法第5章第4節の規定は適用されない。

第5 審査会の判断

- 1 判断に当たっての基本的な考え方
 - (1) 法は、個人情報を取り扱う行政機関等が遵守すべき義務等を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的の1つとし、行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利を明らかにしている。
 - (2) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略)審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は、「行政庁の処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法(総務省行政管理局)」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報開示請求に対して「部分開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、(1)の基本的な考え方に立って保有個人情報の開示を求める権利が侵害されることのないよう法を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 物件事故報告書の不開示部分について

審査会においてインカメラ審理を行った結果、不開示部分の妥当性について以下のとおり判断する。

ア 「処理区分」欄

「処理区分」欄には、当該物件事故における処理内容が選択式で記載

されている。当事者は、事故処理の内容を通常理解していると考えられるため、「処理区分」欄に記載されている情報を開示することで、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

したがって、法第78条第1項第5号に該当せず、開示すべきである。

イ 「身柄措置」欄

「身柄措置」欄には、当事者の拘束の有無及び当事者を拘束した場合の逮捕の種別が選択式で記載されている。当事者は、物件事故の現場において自らが拘束されたかどうかは通常理解しており、拘束された場合の逮捕の種別も警察官から告げられるべきものであるため、「身柄措置」欄に記載されている情報を開示することで、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

したがって、法第78条第1項第5号に該当せず、開示すべきである。

ウ 「事故概要(略図)」欄

「事故概要(略図)」欄には、物件事故の概要や現場の状況等が自由 記述式で記載されており、また、保険金詐欺事件等に対応するため、必 要に応じて関係者の言動等も併せて記録しておくこととされている。

そのため、警察官がどのようなことを記録したか、又はしなかったか を開示することで、捜査の初期段階での着眼点や方針等が明らかになり、 将来の捜査活動に支障が生じるおそれがあることは否定できず、「事故概 要(略図)」欄に記載されている情報を開示することで、公共の安全と秩 序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、法第78条第1項第5号に該当し、不開示は妥当である。

(2) 現場写真を開示対象としないことについて

刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」は、裁判所の保管している書類に限らず、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類等、検察官、司法警察職員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれるものと解される。

そのため、現場写真は、審査請求人を当事者とした物件事故捜査の過程に おいて撮影されたものであることからすれば、実際に司法手続に移行してい ないとしても刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当す る。

したがって、法による適用除外について検討するまでもなく、刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により、現場写真に記録されている個人情報には法第5章第4節の規定は適用されず、法に基づく開示請求の対象にならない。

3 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容				
令和 5 (2023)年12月13日	・諮問庁から諮問書を受理				
令和 6 (2024)年 8 月 20 日 (第59回審査会第 2 部会)	事務局から経過概要の説明審議				
令和 6 (2024)年 9 月17日 (第60回審査会第 2 部会)	• 審議				
令和 6 (2024)年10月21日 (第61回審査会第 2 部会)	· 審議				

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

	氏	名		職業等	備考
小	林	延	年	元栃木県農政部長	部会長職務代理者
篠	崎	文	男	社会福祉士	
杉	田	明	子	弁護士	
茂	木	明	奈	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)